

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 道之下	道之下	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	21.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	8.0	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.1	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	2.1	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	8.0 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	8.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	18.0 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は生産組織を中心に維持されているが、構成員が高齢化しており、近い将来、組織の維持について考えなければならない状況にある。
農業が収益の上がる産業でないため、後継者が進んで就農できない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である集落営農組織が担っていくほか、個人の認定農業者や申請予定者とともに100%中間管理機構の利用を目指している。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲	9.0	9.0	水稲	11.8	11.8	
2	認農	B	水稲	2.0	2.0	水稲	4.0	4.0	
3	申請 予定	C	水稲	2.0	2.0	水稲	3.0	3.0	
4	申請 予定	D	水稲	7.0	0.0	水稲	9.0	2.2	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		4 人		20.0	A 13.0		27.8	B 21.0	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 1) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業の完了後は、認定農業者で100%の活用を目指す。
- 2) 基盤整備への取組方針
2年後に基盤整備は終了する。今後経年とともに農地・施設の劣化が進行した場合、高補助の助成事業を活用して現状を維持したい。
- 3) 新規・特産化作物の導入方針
近年、イノシシによる農作物の被害が著しく、収益性と考え併せれば、新規作物の取組にまでは手が出せない状況だ。
- 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
集落の生産組織や中心となる担い手と集落とで協力しながら、農地の維持管理を図る。労力の不足するところは今後の最大の課題だ。
- 5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 東鳥越	東鳥越	平成24年12月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	16.7	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	14.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	2.1 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	2.1 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織を中心に維持されているが、構成員が高齢化しており、組織の維持方策も考える時期にある。
農業が収益の上がる産業にならなければ、組織にしても個別経営にしても就農する者の確保に頭を悩ませることになる。
現状、構成員で確保に努めており、今後は皆で考える。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者(法人)が担っていくほか、隣接集落の認定農業者と協力して集落の農地を維持していく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲	14.5	14.5	水稲	20.0	16.1	
2	認農	B	水稲 大豆等	15.3	0.0	水稲 大豆等	20.0	0.5	
			越の丸な す・オータ ムポエム	0.0	0.0	越の丸な す・オータ ムポエム	0.0	0.0	
			野菜一般	0.0	0.0	野菜一般	0.6	0.0	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計		2 人		29.8	A 14.5		40.6	B 16.6	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
2) 基盤整備への取組方針
平成6年に終了しているが、今後経年と共に農地・施設の劣化が進行した場合、高補助の助成制度を活用して修繕し、現状を維持したい。
3) 新規・特産化作物の導入方針
近年、イノシシによる農作物への被害が増加しており、収益性との見合わせでは、とても新規作物の作付けにまで手が出せない。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
集落に生産組合が組織されており、この耕作を優先しつつ、労力の不足するところは他集落からの入り作で集落の農地を維持する。
5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 三ヶ字	顕法寺・田町歩・山口	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	12.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	9.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	3.2	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	5.0 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	4.9 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.1 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

集落内の中心経営体は2名の内1名が亡くなり、集落外の認定農業者に引き継ぐことになった。他の1名も70歳を超えており、近い将来、他集落の認定農業者にお願いすることになると思う。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は集落内の認定農業者を優先し、次に集落外の認定農業者に集約化を図っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 そば	4.5	4.5	水稲 そば	4.5	4.5	
2	認農	B	水稲	20.2	0.0	水稲	70.0	5.0	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		2 人		24.7	A 4.5		74.5	B 9.5	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイア等する人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針
3) 新規・特産化作物の導入方針
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	<u>C</u>	<u>4.5</u>			有	<u>R4.1</u>	<u>B</u>
2	<u>D</u>	<u>0.4</u>			有	<u>R4.1</u>	<u>B</u>
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C <u>4.9</u>	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 竹直	竹直	平成26年10月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	82.6	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	75.1	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	7.6 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	7.6 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	75.0 ha
農地中間管理機構利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織と認定農業者である個人経営体により維持されているが、いずれは組織の構成員を含め、高齢化問題が浮上すると考えられる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地は、中心経営体である認定農業者(法人)が担っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	稲作	78.2	62.4	稲作	78.2	70.0	
			大豆	10.6	10.6	大豆	10.6	10.6	
			枝豆	0.7	0.7	枝豆	0.7	0.7	
2	申請 予定	B	稲作	7.0	2.0	稲作	9.0	2.0	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
計		2 人		96.5	A 75.7		98.5	B 83.3	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 1) 農地中間管理機構の活用方針
 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

- 2) 基盤整備への取組方針
 平成10年に基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していきたい。

- 3) 新規・特産化作物の導入方針
 枝豆、カリフラワー、トマトなどの作付けに取り組んでいる。
 既に生産された米と大豆を原料にして、みその加工に取り組んでいる。今後、安定生産に取り組んでいく。

- 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
 集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。

- 5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 長峰	長峰	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	44.9	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	5.5	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	1.4	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	9.1 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	9.1 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	50.0 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織を主に認定農家である個人経営体により維持されているが、いずれは組織構成員を含め、高齢化問題が浮上すると考えられる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地は、中心経営体である認定農業者（法人）が担っていく。
中心経営体である認定農業法人や認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稻 大豆等	44.7	21.7	水稻 大豆等	47.0	30.8	
2	認農	B	水稻 大豆等	13.4	7.5	水稻 大豆等	13.4	7.5	
3	認農	C	水稻 大豆等	6.0	6.0	水稻 大豆等	6.0	6.0	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
計		<u>3</u> 人		<u>64.1</u>	A <u>35.2</u>		<u>66.4</u>	B <u>44.3</u>	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化に向け、顔の見える範囲である集落の法人が集落の農地を経営することを基本としている。また、中間管理機構を利用するメリットが薄いことから、積極的な活用は考えていない。
2) 基盤整備への取組方針
基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していきたい。
3) 新規・特産化作物の導入方針
新たな園芸作物などの特産品開発は難しい。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。 離農若しくは貸付けせざるを得ない事態が生じた場合は、農家組合長へその旨を申し出て、集落内中心経営体への集約を進める。
5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間管理機構利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 長沢	長沢	平成24年4月	令和3年11月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	33.6	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	30.7	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.7	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	1.7	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	5.8 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	5.8 ha
基盤整備の実施状況	<input type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現在、**集落の大半**の農地は集落の認定農業者(法人)により維持されているが、いずれは構成員の高齢化問題が浮上する**もの**と考えられる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地は、中心経営体である認定農業者(法人)が担っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲 大豆等	92.3	5.5	水稲 大豆等	100.0	6.5	
			野菜 (南瓜等)	0.5	0.0	野菜 (南瓜等)	1.0	0.0	
2	認農法	B	水稲 大豆等	39.0	22.3	水稲 大豆等	40.2	26.1	
3	認農法	C	水稲 園芸 養鶏加工	53.3	0.0	水稲 餅加工 園芸直売 所	54.2	0.5	
4	認農	D	水稲	8.6	0.0	水稲	20.0	0.5	
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
計		4 人		193.7	A 27.8		215.4	B 33.6	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
<p>経営農地の集約化のため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
2) 基盤整備への取組方針
<p>基盤整備事業は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していく。</p> <p><u>なお、現在は中断状態にあるが、朝日池北部地区圃場整備推進協議会や神田町地区圃場整備推進委員会が進めている圃場整備計画に積極的にかかわり、本格的な基盤整備をしていく。</u></p>
3) 新規・特産化作物の導入方針
<p>新たな園芸作物などの特産品開発は<u>現状の組織体制では難しい。</u></p>
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
<p>集落に生産組合が組織されており、現体制で集落の農地を維持する。<u>(現在、集落内には個人耕作者はおらず、全て集落内や近隣の中心経営体に耕作を依頼している)</u></p>
5) その他

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分 (ha)			農地中間管理機構利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0	0.0	0.0			